

◎新潟県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

| 区 間              | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長       |
|------------------|------|---------------|-----------|
| 十日町市下条四丁目339番5から | 新    | 14.0～18.8メートル | 176.3メートル |
| 同市下条四丁目224番23まで  | 旧    | 13.7～23.0メートル | 176.3メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道山ノ相川下条停車場線と重用